

令和 8 年 度 第 3 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

8 . 6 . 9

第 3 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和8年6月9日 午前 9時30分

2 開会日時 令和8年6月9日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和8年6月9日 午前10時10分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	鹿 嶋 耕 三	出	8	櫛 田 繁 造	出
2	仁井名 雅 子	出	9	佐 内 繁 文	出
3	天 野 平之進	出	10	片 岡 芳 和	出
4	北 村 昌 三	出	11	仁 科 智 之	出
5	梶 田 宏 一	出	12	守 屋 映 男	出
6	西 江 務	出	13	和 田 晃 佳	出
7	大 平 貴 之	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	藤 田 潔
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	大 平 章 之
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	林 和 美	事務局長	向 原 学
推進委員	有 本 正 義	主 事	竹 之 内 一志
推進委員	岡 田 晴 次	主 事	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子	主 事 補	大 塚 芹 香
推進委員	西 江 敬 一		

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議 案 番 号	議 題
議案第10号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第11号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第12号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第13号	農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
報告第12号	農地法施行規則該当転用届について
報告第13号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について
そ の 他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

5 番委員

6 番委員

事務局	おはようございます。 ただ今から，令和８年度第３回の農業委員会を開催させていただきます。 それでは，開会にあたりまして，会長から，一言ご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それではただ今から，第３回の農業委員会を開催いたします。 議事に入ります前に，本日の議事録署名人を５番梶田委員さん，６番西江委員さん，よろしくお願いします。 それでは最初に，前回の農業委員会で決定された，建設事業課からの農地転用の取り扱いについての説明をさせていただきます。よろしくお願いします。
建設 事業課	(農地転用の取り扱いについて説明)
事務局長	これにて終了とさせていただいてよろしいでしょうか (異議なし) (建設事業課職員退出) それでは議案の審議へ移りたいと思います。 会長，よろしくお願いいたします。
会長	それでは，議案第１０号「農地法第３条第１項の規程による許可申請について」，ナンバー２９号を併せて上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー２９号でございます。〇〇から〇〇に参ります３条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は，令和７年度第１０回の農業委員会総会で許可されていた案件ですが，所有権移転を行う前に申請地の地番及び面積が変わったため，再度申請しなおすものです。 譲受人は農地を取得することが初めてのため，営農計画書が提出されておりますが，耕運機を所有しているとのことです。農業には本人及びその家族が従事予定であり，野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇畝ほどであり，農機具，労働力が十分に確保されていることから，耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから，農地法第３条第２項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。

	以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー30 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー30 号でございます。〇〇から〇〇に参ります3 条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には本人とその家族が従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地は〇反程であり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3 条第2 項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー31 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー31 号でございます。〇〇、〇〇から〇〇に参ります3 条の賃貸借権設定（10 年間）でございます。 本案件は、譲受人の増反を図るものです。 譲受人は、法人として農地を借りることが初めてであるため営農計画書の提出があります。農機具は多数所有しており、数名が農業に従事予定です。申

	請地では3種類の芝生を生産予定とのことです。申請地は〇ha程であります。農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ナンバー3号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー3号でございます。〇〇によります4条の許可申請でございます。 申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は住宅用進入道及び駐車場でございます。 申請者は、申請地を住宅用進入道及び駐車場として転用したいとのことです。 申請者は、当該用地に隣地の宅地に住宅を新築するため当該農地を公道からの宅地への進入道及び駐車場として使用したいとのことです。申請地は第2種農地であります。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、コンクリート2次製品等を下流側に設置するため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透させ、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、ナンバー11 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー11 号でございます。〇〇から〇〇、〇〇へ参ります、5 条の使用貸借権設定(永年間)でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第 2 種農地、転用目的は住宅建設用地でございます。 借受人は、現在賃貸住宅に暮らしていますが手狭になったため、申請地を自己用住宅として転用したいとのことです。申請地隣地にサポートが必要な親族が居住していますが、申請地の付近の土地はすでに居住者がいる宅地や第 2 種農地しかない状態となっています。申請地は第 2 種農地ではありますが、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地と隣接地にコンクリートブロック擁壁等を設置し、隣接地へ土砂が流出しないようにするとのことであるため、問題ないと思われます。工事の際に発生する汚泥水につきましては、沈殿枡に流入させ、生活雑排水については、合併処理槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないようにするため、排水については問題ないと思われます。また、予定建築物の高さは約 8 m であるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー12 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー12 号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5 条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第 2 種農地、転用目的は露天駐車場でございます。 譲受人の本店は、申請地から約数十m〇方向にあり、本店で安全のために作

	業に使用しない車両や従業員駐車場を別の場所に確保する必要があるとのことです。また、申請地の隣接地はすでに居住者がいる宅地や第2種農地しかない状態となっています。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、地形の改変はせず表層は敷砂利にするため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、道路側溝へ排水し、生活雑排水は発生しないため、排水については問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第13号「農用地利用集積等促進計画（案）の作成について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは説明にまいります。本計画案は、令和8年7月29日の公告予定で取りまとめております。地域計画内農地については、10年以上の設定対象筆数が3筆、設定対象面積が2,256㎡、設定対象人数が1人となっております。 また、地域計画外農地については、10年以上の設定対象筆数が1筆、設定対象面積が1,281㎡、設定対象人数が1人となっております。 これらの案件は、すべて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	〇〇地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
○番委員	〇〇地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

	挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第 12 号「農地法施行規則該当転用届について」、報告第 13 号「農用地利用集積等促進計画の認可・広告について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。
事務局	(1) 次回農業委員会 7 月 7 (火) 午前 9 時30分から 第 1 会議室 (2) その他 ・ 次回申請書締切日 6 月 19 日 (金) , 議案発送日 6 月 26 日 (金) ・ 業務必携の配布について それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。